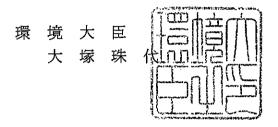
諮問第 427号 環水大大第 1512181号 平成 27年 12月 18日

中央環境審議会会長 浅野直人殿



水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施 について(諮問)

環境基本法(平成5年法律第91号)第41条第2項第2号の規定に基づき、 水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施に当たり必要な事項 について、貴審議会の意見を求める。

(諮問理由)

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成27年6月17日に公布された大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成27年法律第41号)により、水銀排出施設に係る届出及び排出基準の遵守義務等が規定されたところである。今後、施設の種類及び規模ごとの具体的な排出基準値、測定方法並びに排出抑制に係る自主的取組の状況の把握・評価の在り方等について定める必要がある。

このため、水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施に当たり、排出基準等の必要な事項について、貴審議会の意見を求めるものである。